

○習志野市情報公開条例施行規則

平成10年2月20日

規則第4号

改正 平成14年9月27日規則第36号

平成15年3月31日規則第8号

平成17年3月31日規則第13号

平成28年3月31日規則第29号

平成30年3月30日規則第10号

平成30年12月27日規則第60号

令和元年6月21日規則第5号

令和2年11月19日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書から除く電磁的記録)

第2条 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める電磁的記録は、データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録とする。

(平30規則60・追加)

(公文書公開請求書)

第3条 条例第6条第1項に規定する書面は、公文書公開請求書（別記第1号様式）とする。

(平30規則10・一部改正、平30規則60・旧第2条繰下)

(公文書全部公開決定通知書等)

第4条 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公開決定に係る公文書について求めることができる公開の実施の方法

(2) 条例第17条第2項の規定により費用が生じる場合は、その額

2 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をした場合 公文書全部公開決定通知

書（別記第2号様式）

(2) 公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されているため、当該非公開情報部分について公開しない旨の決定をし、当該非公開情報部分を除いた部分について公開する決定をした場合 公文書部分公開決定通知書（別記第3号様式）

3 条例第11条第2項に規定する書面は、公文書非公開決定通知書（別記第4号様式）とする。

4 条例第11条第3項に規定する書面は、公文書公開請求拒否決定通知書（別記第5号様式）とする。

（平28規則29・平30規則10・一部改正、平30規則60・旧第3条線下）

（公文書公開等決定期間延長通知書）

第5条 条例第12条第2項に規定する書面は、公文書公開等決定期間延長通知書（別記第6号様式）とする。

（平30規則60・旧第4条線下）

（公文書公開等決定期間延長特例通知書）

第6条 条例第13条に規定する書面は、公文書公開等決定期間延長特例通知書（別記第7号様式）とする。

（平30規則60・旧第5条線下）

（公文書公開請求事案移送通知書）

第7条 条例第14条第2項に規定する書面は、公文書公開請求事案移送通知書（別記第8号様式）とする。

（平30規則60・旧第6条線下）

（第三者保護に関する通知書）

第8条 条例第15条第1項の規定により第三者から意見を聴くときは、公文書公開に係る意見照会書（別記第9号様式）により通知するものとする。

2 条例第15条第2項の規定により第三者に意見を述べる機会を与えるときは、意見陳述機会付与通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

3 第1項又は前項の規定により通知を受けた第三者が意見の陳述をするときは、公文書公開に係る意見陳述書（別記第11号様式）により行うものとする。た

だし、実施機関から意見の陳述を口頭で行うよう指定されているときは、これによらなければならない。

4 条例第15条第3項後段の規定により第三者に通知するときは、公文書公開に係る第三者情報公開決定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(平28規則29・一部改正、平30規則60・旧第7条繰下)

(公開の実施)

第9条 公文書を閲覧、視聴又は聴取する者は、公文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧、視聴若しくは聴取を中止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、公開請求があつた公文書1件につき1部とする。

(平30規則10・一部改正、平30規則60・旧第8条繰下・一部改正)

(電磁的記録の公開の実施の方法)

第10条 条例第16条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録

当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴若しくは聴取又は同様の電磁的記録媒体に複製したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に

出力したものの閲覧又はその写しの交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは聴取又は複製したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により公開することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の公開にあつては、市長は当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(平30規則60・追加)

(費用負担)

第11条 条例第17条第2項に規定する費用の額及びその徴収時期は、別表のとおりとする。

2 条例第17条第2項ただし書の規定により、費用を減額し、又は免除することができる場合は、請求者が次の各号のいずれかに該当する者であるときとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者であるとき。

(2) 災害その他特別の理由により費用の負担をすることが困難と認められる者であるとき。

3 前項の規定により費用の減額又は免除を受けようとする者は、公文書の公開を受ける前に、費用負担減免申請書(別記第13号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに減免の可否を決定し、費用負担減免に関する決定通知書(別記第14号様式)により通知するものとする。

(平15規則8・全改、平30規則10・一部改正、平30規則60・旧第9条繰下)

(手数料の減免)

第12条 条例第21条第7項の規定により読み替えて準用する習志野市行政不服審査法施行条例(平成27年条例第23号)第9条第2項の規定により、手数料を減額し、又は免除することができる場合は、審査請求人又は参加人が、前条第2項各号のいずれかに該当する者であるときとする。

2 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、条例第21条第4項の規定による交付を求める際に、併せて前条第2項各号のいずれかに

該当する旨及びその理由を記載した書面に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに減免の可否を決定し、通知するものとする。

(平28規則29・全改、平30規則60・旧第10条繰下)

(運用状況の公表)

第13条 条例第24条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を広報紙又はホームページに掲載する方法により行うものとする。

- (1) 公文書公開請求件数
- (2) 公文書公開決定件数
- (3) 公文書非公開決定件数
- (4) 公文書部分公開決定件数
- (5) 公文書公開請求拒否決定件数
- (6) 審査請求件数
- (7) その他必要な事項

(平28規則29・旧第15条繰上・一部改正、平30規則60・旧第11条繰下)

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平15規則8・旧第17条繰上、平28規則29・旧第16条繰上、平30規則60・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 8 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の習志野市情報公開条例施行規則第 9 条及び第 16 条の規定は、この規則の施行の日以後になされる公文書の公開の請求に係る公文書の公開から適用し、同日前になされた公文書の公開の請求に係る公文書の公開については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 29 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 27 日規則第 60 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の習志野市情報公開条例施行規則により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

（習志野市市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

3 習志野市市長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 19 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（令和元年6月21日規則第5号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年11月19日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第11条）

（平30規則60・全改、令元規則5・一部改正）

公文書の種類		金額	徴収時期
文書及び図画		写し（単色刷り）1枚につき 10円	写しの交付のとき
		写し（多色刷り）1枚につき 50円	写しの交付のとき
電磁的記録	音声記録された電磁的記録	複製した録音カセットテープ1巻につき 200円	複製した録音カセットテープの交付のとき
		複製した光ディスク1枚につき 100円	複製した光ディスクの交付のとき
	映像記録された電磁的記録	複製したビデオカセットテープ1巻につき 230円	複製したビデオカセットテープの交付のとき
		複製した光ディスク1枚につき 100円	複製した光ディスクの交付のとき
	その他の電磁的記録	印刷物として出力したもの（単色刷り）1枚につき 10円	印刷物として出力したものの交付のとき
		印刷物として出力したもの（多色刷り）1枚につき 50円	印刷物として出力したものの交付のとき

	複製した光ディスク1枚につき	100円	複製した光ディスクの交付のとき
--	----------------	------	-----------------

備考

- 1 用紙の両面に複製するときは、片面を1枚として金額を算定する。
- 2 写し又は印刷物として出力したものの交付は、日本産業規格A列3番までの用紙を用いて行うものとする。ただし、実施機関が保有する機器及びプログラムにより、日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いることが容易である場合は、これを用いるものとし、当該写し又は印刷物として出力したものの枚数は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定するものとする。
- 3 複製した光ディスクの交付は、記憶容量が700メガバイトのCD-R又は記憶容量が4.7ギガバイトのDVD-Rを用いて行うものとする。この場合において、複製した光ディスクの記憶容量がこれらの記憶容量を超えるものであるときは、分割して複製したものを交付する。ただし、実施機関が保有するプログラムにより、分割して複製することが困難である場合は、当該記憶容量を記録できる電磁的記録媒体に複製したものを交付するものとし、この場合においては、当該電磁的記録媒体の購入に要する費用に相当する額を徴収するものとする。
- 4 郵送により写し等の交付を行う場合の徴収時期は、写し等の交付をする前とし、この場合においては、当該郵送に要する費用に相当する額を合わせて徴収する。

別記

第1号様式(第3条)

公文書公開請求書

年月日

(実施機関)宛て

〒

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

ふりがな

氏名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び団体の代表者名)

電話番号

連絡先

習志野市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

1 公開請求する公文書の件名又は内容 ※ 公開請求する公文書の件名又は具体的な内容を記載してください。	
2 公開請求の目的 ※ できる限り、公開請求する目的を記載してください。	
3 希望する公開の実施の方法 ※ 希望する方法を○で囲んでください。	(1) 文書及び図画 ①閲覧 ②写しの交付 (2) 電磁的記録(電子データ) ①閲覧、視聴又は聴取 ②印刷したものの交付 ③光ディスクに複写したものの交付

《市処理欄》 (この欄には記入しないでください。)

第2号様式(第4条第2項第1号)

公文書全部公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日に公開請求のありました公文書については、習志野市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	
求めることができる公開の実施の方法	
写し等の交付を行う場合の費用負担額	円
所管課等	電話番号 内線()
備考	

注

(教示)

第3号様式(第4条第2項第2号)

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日に公開請求のありました公文書については、習志野市情報公開条例第7条第2項本文及び第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	
求めることができる公開の実施の方法	
写し等の交付を行う場合の費用負担額	円
公開することができない部分及びその理由	
所管課等	電話番号 内線()
備考	

注

(教示)

第4号様式(第4条第3項)

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日に公開請求のありました公文書については、習志野市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことを決定したので通知します。

公文書の件名	
公開することができない理由	習志野市情報公開条例第8条第 号に該当 (理由)
所管課等	電話番号 内線()
備考	

(教示)

第5号様式(第4条第4項)

公文書公開請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日に公開請求のありました公文書の公開については、習志野市情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり請求拒否の決定をしたので通知します。

公開請求に係る 公文書の件名又は 内容	
請求拒否の理由	習志野市情報公開条例第 条 に該当 (理由)
所 管 課 等	電話番号 内線()
備 考	

(教示)

第6号様式(第5条)

公文書公開等決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日に公開請求のありました公文書の公開については、習志野市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公開等決定の期間を延長したので通知します。

公文書の件名	
第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
延長後の決定期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
延長の理由	
所管課等	電話番号 内線()
備考	

第7号様式(第6条)

公文書公開等決定期間延長特例通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日に公開請求のありました公文書の公開については、習志野市情報公開条例第13条の規定により、次のとおり公開等決定の期間を延長したので通知します。

公文書の件名		
第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日()から 年 月 日()まで	
延長後の決定期間	第1回	年 月 日()から 年 月 日()まで 内 容
	第2回	年 月 日()から 年 月 日()まで 内 容
延長の理由		
所管課等	電話番号 内線()	
備考		

第8号様式(第7条)

公文書公開請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日に公開請求のありました公文書の公開については、次のとおり
事案を移送したので、習志野市情報公開条例第14条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
移送前の実施機関 (所管課等)	電話番号 内線()
移送後の実施機関 (所管課等)	電話番号 内線()
事案移送の理由	

第9号様式(第8条第1項)

公文書公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



に関する情報が記録された次の公文書について、年 月 日に公開請求がありました。

つきましては、公開等決定をするに際し、習志野市情報公開条例第15条第1項の規定により照会します。

なお、意見等につきましては、別紙「公文書公開に係る意見陳述書」により年 月 日()までに回答くださるようお願いいたします。

公文書の件名	
公文書に記録されている情報の概要	
所 管 課 等	電話番号 内線()
備 考	

第10号様式(第8条第2項)

意見陳述機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



に関する情報が記録された公文書について、 年 月 日に公開請求があり、次の理由により当該情報を公開しようとしています。

つきましては、当該情報を公開することについて 意見を陳述する機会を付与しますので、習志野市情報公開条例第15条第2項の規定により次のとおり通知します。

公開請求があつた日	年 月 日()		
公文書の件名及び情報の概要			
公開しようとする理由			
意見の陳述方法	方 法	<input type="checkbox"/> 書 面 <input type="checkbox"/> 口 頭 別紙「公文書公開に係る意見陳述書」	
	書 面	提出期限	年 月 日()
		提出先	
	口 頭	陳述期日	年 月 日()
場 所			
所 管 課 等	電話番号	内線()	
備 考			

第11号様式(第8条第3項)

公文書公開に係る意見陳述書

年 月 日

(実施機関) 宛て

〒

住所又は居所

(法人その他の団体にとっては、事務所又は事業所の所在地
ふりがな

氏名

(法人その他の団体にとっては、その名称及び団体の代表者名)

電話番号

年 月 日付で のあつたことについて、次のとおり します。

(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

1 公開されても支障を生じない。

2 公開されると支障を生ずる。

(1) プライバシーの侵害

(2) 権利利益の侵害

(3) 協力関係の影響

(4) その他

(公開により支障を生ずる部分)

(その具体的な理由)

第12号様式(第8条第4項)

公文書公開に係る第三者情報公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日に意見を聴取しました に関する情報が記録された公文書の公開請求については、次のとおり決定したので、習志野市情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

公文書の件名	
決定の内容	(1) 公開 (2) 部分公開
上記決定により公開される情報	
公開の理由	
公開の期日	年 月 日()
所管課等	電話番号 内線()
備考	

(教示)

第13号様式(第11条第3項)

費用負担減免申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

〒

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

ふりがな

氏名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び団体の代表者名)

電話番号

連絡先

習志野市情報公開条例第17条第2項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

公開される 公文書の件名	
実施機関の決定内容	全部公開 ・ 部分公開
実施機関の 決定を知った日	年 月 日
減額申請額 免除 〔写しの交付に係る 費用の見込み額〕	写しの交付に係る費用 円
減額・免除を 受けようとする事由	
備考	

注

第14号様式(第11条第4項)

費用負担減免に関する決定通知書

第 号
年 月 日

様

習志野市長

印

年 月 日に申請のありました公文書の写しの交付に要する費用負担額の減免については、習志野市情報公開条例第17条第2項ただし書の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

該 当 す る 公 文 書 の 件 名	
公開等に係る実施機 関 の 決 定 内 容	全部公開 ・ 部分公開
公開等に係る実施機 関 の 決 定 通 知 日	年 月 日付け 第 号
費 用 負 担 額	写しの交付に係る費用 円
減 免 の 可 否	減額する (減額後の額) 円 免除する 減免しない
事 由	
所 管 課 等	電話番号 内線()
備 考	

(教示)